

○任期制の教員に関する規則

平成29年12月5日

制定

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)(以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、大阪電気通信大学において任期を定めて雇用する教育職員(以下「任期付教員」という。)の任期について、必要な事項を定める。

(任期を定める組織等)

第2条 任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任については、別表のとおりとする。

(任用等)

第3条 任期付教員の任用及び就業に関する事項については、別に定める。

(規則の改廃等)

第4条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経なければならない。

2 この規則を改廃した時は、任期法第5条第4項の規定に基づき、ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規則は、平成29年12月5日より施行する。

別表(第2条関係)

職名等	組織	任期	再任の可否
任期付特別任用教授 任期付特別任用准教授 任期付特別任用講師 任期付特別任用助教	各学部、各センター	5年以内	通算の雇用期間が5年を超えない限度において更新することがある。
特定業務特別任用教授 特定業務特別任用准教授 特定業務特別任用講師 特定業務特別任用助教	各学部、各センター	5年以内	通算の雇用期間が5年を超えない限度において更新することがある。